

[事案 25-151] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 26 年 6 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

満期後の保険料の値上がり等について、説明不足もしくは欺もう行為があったことを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 15 年 8 月に契約した三大疾病保障定期保険について、募集人から、「保険料は 70 歳代の年齢制限による満了まで変動はない」と説明を受けていたが、実際は、10 年で保険期間が満了（56 歳時）となり、更新後は保険料が倍以上になることがわかった。

よって、募集人に説明不足もしくは欺もう行為があったので、契約を無効として既払込保険料を返してほしい。

<保険会社の主張>

申立人の支社来店時や電話で対応した募集人は、パンフレットや提案書にもとづいて、本契約が定期保険であり、契約当初の保障内容を継続するためには、一定期間毎に契約更新が必要であること、およびその場合には保険料が上昇することについて説明している。

よって、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、以下の 3 点であると判断する。

- (1) 説明義務違反を理由とし、消費者契約法 4 条 2 項にもとづく契約の取消しを求めるもの（主張①）。
- (2) 民法 95 条にもとづく、錯誤による無効を求めるもの（主張②）。
- (3) 民法 96 条 1 項にもとづく、詐欺取消を求めるもの（主張③）。

2. 主張①について

以下のとおり、説明不足や、虚偽の説明があったとする申立人の主張を認めることはできない。

(1) 説明義務について

① 説明義務とは、契約にあたり、一般人が契約締結意思を決定するうえにおいて重要な事実を告げなければならないことであるが、この説明は必ずしも口頭で行われる必要はなく、内容によっては文書で行われれば足りる。

② 本件で問題となる保険期間については、契約の重要な事項に該当するので、契約時、募集人は口頭で説明をする必要がある。

(2) 保険期間に関する説明義務違反について

以下の理由により、保険期間に関して説明義務違反があったと認めることはできない。

① 定期保険契約において保険期間は重要な事項であり、契約者においても重大な関心事項

であるため、通常、募集人が定期保険の保険期間を説明しないことは考え難い。また、契約申込書や「ご提案書」において本契約が10年の定期保険であることは明記されており、「ご提案書」や契約申込書を見れば一見して明らかとなる事項について、口頭で説明せず、あるいは記述と異なる説明をしたと推認することは困難である。

②また、事情聴取において、申立人は「かつて、損害保険の上級代理店資格を有していた」と述べており、生命保険・損害保険を問わず、保険契約において、保険期間の定めが不可欠であることは知っていたはずで、契約時、保険期間の確認をしたと思われる。

(3) 保険料の値上がりに関する説明義務違反について

以下の理由により、保険料の値上がりに関して説明義務違反があったと認めることはできない。

①「ご提案書」には更新後の保険料は明記されており、文書を見れば一見して明らかになる事実について、募集人がこれと異なる説明をしたと認めることは困難である。

②また、保険期間内は原則として保険料は一定であるが、更新の際には契約時よりも年齢が上がるため、保険料が増加することは一般に知られていることであり、申立人の知識、経験から考えて、これに反する特別の定めに関し、口頭の説明のみでその旨を記載した文書も確認しないことは、通常考えられない。

3. 主張②について

(1) 契約に際し、契約の当事者が契約の要素（契約者のみならず一般人においても契約意思を形成するに重要な事実）について、事実と異なる認識を抱き、これにもとづいて契約をした場合、当該契約は錯誤による無効を主張することができる（民法95条）。

(2) しかし、上記2.について認定した事実を前提とすると、契約時に錯誤があったと認めることは困難であり、仮にかかるとして、錯誤があったとしても、「ご提案書」等の文書を見ればこの認識が事実と異なることは容易に理解できるので、申立人には重大な過失があったと言え、民法95条ただし書きにより、契約の無効を主張することはできない。

4. 主張③について

契約の相手方が故意に欺もう行為を行い、これにより契約者が錯誤に陥り契約をした場合には、当該契約を取り消すことができる（民法96条）。しかし、上記2.の契約の経緯において認定した事実にもとづけば、募集人が欺もう行為を行ったと認める証拠はないため、詐欺による取消しは認められない。